

27) 品目名：無機系舗装材

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。 2 製品が「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環 告第46号）に掲げる物質を溶出するおそれがある場合は、そ の物質について当該基準に適合していること。
規格に関する基準	1 舗装材としての機能に支障がないよう、原材料の粒度に配慮 するとともに、製品にひび割れ、剥がれ等の変状が生じないこ とを試験施工、施工実績等で確認できること。 2 表層材として使用する場合は、製品のすべり抵抗値について、 舗装設計施工指針（社団法人日本道路協会）の規格に適合して いるか、または当該規格と同等と認められる規格に適合してい ること。
循環資源の配合率	原材料として無機系の循環資源を骨材全体の50%以上（重量 割合）使用していること。 ただし、上記配合率未満であっても合理的な理由が明確に示さ れる場合は、この限りでない。

平成21年2月26日制定

【参考：舗装設計施工指針（社団法人日本道路協会）】

（平成21年1月末日現在）

すべり抵抗値	湿潤状態で BPN 40以上
--------	-------------------